

総合研究

教育と法

教育と法
研究会

第85回 学校からの訴訟提起による学校の責任の限定

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校トラブルに関する圧倒的多数の訴訟は、
考えてみる。

賠償金の支払いや謝罪広告等を求める側が提起
するものであるが、自己の責任が存在しない、
あるいは一定限度までしか存在しないことを主
張して、訴訟が提起される場合がある(専門用
語で「債務不存在確認訴訟」という)。本稿で
は、学校で生徒が負傷した事故に対し、学校が
自己の責任の範囲の確認を求めて提訴した事案
である、東京地方裁判所平成26年5月13日判
決・平成25年(ワ)34084号事件を取り上
げ、学校トラブルに対する訴訟の機能について

1 事案の概要

原告X1は、本件A中学校等を運営している
学校法人であり、原告X2は、A中学校の校長
である。被告Yは、A中学校に平成22年度まで
在学し、同校を卒業した者であり、Z1および
Z2はYの保護者である。

平成22年11月、A中学校の敷地内で、部活動
中であつた他の生徒が素振りしていたバットが

通りかかったYの唇付近に当たるといふ事故が
発生した。X1は、Yの歯科診療の治療費を負
担し、Z1らと話し合いを続けていたが、Z1
は、平成23年2月末頃、X1およびX2に対し、
部活動顧問の法律上の責任を校長所見として明
確にすべきこと、および、本件のような事故へ
の対応は管理職が行うべきであることを主張し
たやや長文の書簡を送った。

これに対するX1およびX2からの返答は、
この直後に東日本大震災が発生したことも与つ
て、YがA中学校を卒業した直後である同年3
月27日となり、4月末頃に弁護士を同行して話
し合いを行いたい旨を申し入れたところ、Z1
の態度が一気に硬化し、その後、平成23年5月
頃から平成25年12月頃にかけて断続的に、弁護
士に相談することは自由であるが、話し合いに
同行させることは断る、事態の引き延ばしを図
ることは許さない、校長直筆の回答が欲しい、
弁護士とは話をしない、といった内容の書面
が、Z1からX1およびX2宛に送付されてき
た。

なお、このX1およびX2に対する直接の書

簡の送付は、X1らの代理人弁護士からYおよびZ1らに対し、本件に関する連絡はX1およびX2自身でなく全て代理人弁護士宛に送付するよう明確に求めた後においても続いた。

他方で、Z1は、進学先であったB高校において、本件事故により治療中であった歯科矯正治療の成果が無に帰したとして再度治療費をX1らに対して求め、X1らはこれに対して治療内容と治療費に関する医師の診断書の提出を求めたが、Yから治療費に関する明確な証明書の提出はなく、Z1からの先記の書簡が届けられるのみであった。なお、X1は、A中学校のほかC高校も運営していたが、YはA中学校を卒業後C高校には進学せず、他のB高校に進学していた。

Z1は、平成25年秋頃、学校は一度も謝罪することなく、見舞いの言葉さえない、慰謝料額としては7500万円が適当であると考えているが、何も求めない、何も要求しない、何らの文書送付すらしない、という内容の書簡を送った。

また、X1らは、平成25年9月頃、簡易裁判

所に調停を申し立てたが、Yが応じなかったために不調に終わっている（立川簡易裁判所平成25年（ノ）83号）。

本件は、以上の経緯の下で、平成25年12月末頃、X1およびX2がYに対し、①本件事故が前記のとおり発生したこと、②本件事故によりYが負傷し、Yらが後日主張した歯科矯正治療の部分も含めてX1らに責任がある可能性があるが、その金額は48万3940円を超えることはないこと、③本件事故による慰謝料は40万円を超えることはないこと、④X1は既にYに対し、治療費として159万1380円を支払っていること、⑤従って、X1およびX2のYに対する債務は、未払いの慰謝料額である40万円を超えて存在しないこと、の確認を求めて提訴したものである。

Yはこれに対して、自分たちとしてはこの訴訟は「終結させる」つもりであり、学校には何も期待しない、全て諦めた、との内容のZ1名義による答弁書のみを提出した。なお、この答弁書は、上記調停の際にZ1が裁判所に提出したものと同一内容である。

2 裁判所の判断

請求認容。

「X1らの主張……については、本件事故の態様、被告の受傷内容、治療経過、本件訴訟に至る経緯、「裁判所が算定したYの歯科診療相当額である」合計額51万5367円に対し、既に原告法人が159万1380円を支払済みであることなどを勘案すれば、相当と認められる。」

「そして、Yの後遺障害による逸失利益や慰謝料等本件事故に基づく損害（支払済みのものを除く。以下同じ。）が40万円を超えることについての主張立証責任はYにあるところ、Yは、本件事故に基づく損害が40万円を超えることについての具体的な主張を全くしないのであるから、40万円を超える損害を認めることはできない。」

「なお、従前のYとの交渉経過からすれば、本件におけるYの主張をもってしてもなお、X1らには確認の利益が認められるというべきであ

る。」

3 問題点の検討・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、冒頭に述べたとおり、学校事故に関して、話し合いによる解決が困難であると考えた学校が、責任の範囲の確認を求めて提訴した事案である。本件では、学校からの訴訟提起に対して保護者側が事実上訴訟上の応答をしなかつたため、裁判所は学校側の主張を全面的に認め、結果として保護者側がそれ以上の法律上の責任を学校に対して求める余地がなくなつたわけであるから、訴訟を提起したことの法的な効用は、十分果たされたことになる。

もつとも、上述した事実関係の時系列から見ると、本件については、東日本大震災を含めた種々の事情が重なり、生徒が学校を卒業した直後に、学校側が弁護士を同行して話し合いを行いたい旨の申し入れをした結果となっており、このことが保護者側にどのように受けとめられたかについては、やや定かでない部分がある。実際、話し合いに際して保護者側の方が弁護士

を同行してきた場合を想定してみれば明らかかとおり、一般論として弁護士を同行させるということは、心情的な話し合いというよりも端的に法律上の責任の所在と範囲とについて専ら法律上の観点から確定させようとする意図であると相手方は受けとめるものであるから、本件についても、学校側の意図がどのようなものであつたかにかかわらず、保護者側が態度を硬化させたことを一方的に非難すべきであるかは、何とも言えないように思われる。

また、本件では、訴訟提起の直前の時期に、保護者側が7500万円という慰謝料の金額を示し、このことが話し合いが困難であることの事情の一つとして認識されていることがうかがわれるが、それまでの保護者側の学校に対する主張は、最大限に善解すれば、学校で事故が発生した場合における対処については、担任教諭や部活動顧問教諭に委ねるのではなく校長等の管理職が行うべきであるとの見解を表明しているものであり、この議論自体は特に異常なものということはできない。従って、仮に保護者が慰謝料金額を具体的に示すことをせず、あくま

で教育上の姿勢を学校管理職に直接保護者や生徒に示してもらいたい旨を言い続けていた場合には、裁判所の判断が本件と同様の結論に直ちに到ったかは明らかでないように思われる。ただし、本件では、X1およびX2は、X2が複数回にわたってYに対して訪問して見舞いしたと主張しているのに対し、Y側は前記のとおり学校側が一切謝罪しない旨を述べていることから、事実関係自体についてもそもそも争いのあつた事案であると考えられる。そうすると、本件でX1らの主張が完全に認められた最大の原因は、要するにY側が本件訴訟に対しても事実上何も応じなかつたことから、証拠としてX1側から提出された証拠のみが判断の資料として用いられ、事実上、民事訴訟の原則としての、相手方が争わないことは真実と合致しているか否かに関係なく裁判所としてはその事実を認めること（専門用語で「擬制自白」という）に、ほぼ沿った判断がなされたものと考えられることもできなくはない。もつとも、前記のとおり本件では、Y側は答弁書自体は提出しており、裁判所はYがX1らの主張を争つたものと解釈し

て、事実認定および金額の判断を行っているため、本件を理論上どのように位置づけるべきかについては、議論が分かれる可能性があるであろう。

さらに、本件では、事故が発生した日から起算すると、約3年間の話し合いが行われた結果、X1らが本件訴訟を提起したわけであり、この間に調停も試みられている。事故後の対処やトラブルの発生に際して、まず話し合いによる穏やかな解決が試みられるべきであるとする考え方は、法律の専門家の間でも共通の認識と言って差し支えないから、事故発生直後に直ちに弁護士を同行して治療費の額と慰謝料の金額とを強引に妥結しようとした場合には、それ自体が対応の不誠実さの表れであると主張されるおそれは、否定できないところである。もっとも、交通事故後の保険会社による賠償金額等の支払いにおける手続きが社会全体でおおむね円滑に進んでいることを考えれば、「誠実な話し合い」と「賠償金の支払い」とを切り離して別途手続きを進めていくことも、場合によっては合理的である。ただし、そもそも事故の発生に

対して誰にどのような責任があるか自体について争いが生じている場合には、責任の範囲の確定までは賠償金の支払いが事実上凍結される結果となり、また、「誠実な話し合い」の有無および程度が慰謝料額の妥当性に関する判断に影響を及ぼし得ることも周知の事実と考えられるから、法律上の責任に関する交渉と、事故後における学校教育上の話し合いとを、完全に切り離すことができる場合は、やや例外的な状況に限られると考えざるを得ないであろう。

特に、事故により生徒の中に死亡者が出てしまった場合や、極めて重い障害が発生したような場合には、法律上の責任の有無は、そのまま被害者側の心情および加害者に対する応報感情に直結することが少なくなく、また、かかる場合ににおいては、賠償金額も慰謝料額も極めて高額となるのが通常であるから、仮に被害者側が巨額の請求を話し合いの過程で行ったとしても一概にその妥当性を論ずることはできず、しかして、法律上の責任に関する議論において、法律の専門家である弁護士を一切介在させないことは、別の意味で合理性を欠くこととなる。

以上のとおり、訴訟による解決を学校側から行うことができるかは、現時点では不明な部分が多いものと言わざるを得ない。実際、訴訟で確認することができるのは、学校側の法律上の責任（民事事件の場合、この責任は原則として金銭による損害賠償で定められることとなつている）の範囲のみであり、教育上の姿勢を含めた話し合いの余地と必要性については、かかる訴訟の範囲を超えるものである。従って、保護者側が特に金銭による解決を求めている場合には、学校による訴訟の提起が「不発」に終わる可能性も、十分あり得るところである。

学校トラブルに対して法律上の手段による解決がどこまで機能し、あるいはどこまでが限界であるかは、人により見解が分かれるものと思われるが、少なくとも、法律上の責任以外の点について訴訟で解決することはできないこと、しかしながら、法律上の責任の有無と範囲については、合理的な時間内に合理的に解決することが可能であることを共に認識したうえで、具体的な事案への対処に当たることが、今後は一層必要となるであろう。